

組合員を助け合う制度 = ふれあい共済に加入しよう!

「ふれあい共済」は、組合員自身が死亡された際、分会や友人同士で遺族の生活を支えるための「カンパ」などでは当然にも限界があることから、組合員相互扶助＝助け合いを目的に、私たち東日本ユニオン自身が「遺族年金」としてつくりだした制度です。

この制度を素人による不安定な運営ではなく、健全かつ安定的な運営をすべく「明治安田生命保険相互会社」と提携し、組合員(加入者)が万が一(死亡・高度障害)の場合、遺された家族(高度障害の場合は本人)に年金を送金し、生活を支える制度へと高めてきました。さらに、加入者が増え、加入規模が大きくなるほどスケールメリットが働く仕組みにもなっています。

仲間のために、家族のために何ができるのか。その一つに「ふれあい共済」があります。組合員一人の加入が自分自身と家族だけではなく、東日本ユニオン組合員や家族をも支える大きな力になるのです。組合員のみなさんの積極的な加入をお願いします!

制度の特長



- ① 組合員相互に助け合う制度
- ② 「配当金還付」で実質掛金の負担を軽減
- ③ 1年ごとにコースの見直しが可能
- ④ 医師の診察は不要(簡単な告知のみ)

昨年度の配当率

約 19.9%

(※参考:加入者の平均配当金額:2,696円)

※配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※配当金額は加入コースにより異なります。

【保険期間】 2017年1月1日～2017年12月31日の一年間

(保険期間中に満65歳になられても12月31日まで保障期間が継続します)

【加入資格】

東日本ユニオン組合員で2017年1月1日現在、満17歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方

1951年(昭和26年)7月2日生まれから

1999年(平成11年)7月1日生まれまでの方



一年ごとに収支計算を行い剰余金が発生した場合は、配当金として還付される仕組みなのね♪
組合員同士が助け合う相互扶助の制度ね!

組合の共済制度だから安心だね。万が一の際も、組合や保険会社が十分にサポートしてくれるんだ!



加入締切日は9月30日です! 詳細は組合役員にお尋ね下さい!